

原議保存期間	3年(令和7年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	3年(令和7年12月31日まで保存)

生 捜 乙 達 第 6 0 号  
令 和 4 年 1 2 月 1 日

警察署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

生活安全捜査課が所掌する事件の速報について（通達）

- 対号1 令和2年3月27日付け少甲達第35号「少年事件等及び福祉犯事件の即報について（通達）」
- 対号2 令和2年4月2日付け生捜乙達第7号「生活安全捜査課が所掌する事犯の速報について（通達）」

少年事件等、福祉犯事件及び生活経済事件等の速報については、対号1、対号2に基づき運用されているところであるが、この度、下記のとおり改正することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号1、対号2は廃止する。

記

## 1 速報対象事件等

### (1) 全事件共通項目

ア 将来的に強制捜査（逮捕、搜索差押え、検証）が予想される事件（ただし、通信事業者等に対する通信履歴等の差押えを除く）。

イ 社会的耳目を集めるなど社会的反響の大きい事件

### (2) 少年事件等

ア 高校生以下の少年グループ及び集団的不良交友グループによる集団事件

イ 殺人、放火、強盗、強制性交等及び強制わいせつ事件（未遂を含む。）並びに傷害致死事件

ウ 爆発物、銃砲刀剣類、火薬類及び毒劇物等使用事件

エ 成人との共犯事件

オ 外国籍の少年に係る事件

カ 学童、生徒による校内暴力事件

キ いじめに起因する事件

ク 少年の自殺事案

### (3) 福祉犯事件

児童福祉法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及びいしかわ子ども総合条例違反事件等、少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える全ての事件

(4) 生活経済事犯

ア 利殖勧誘事犯

(預り金事犯、金融商品取引事犯、無限連鎖講事犯等)

イ 特定商取引等事犯

(訪問販売・購入事犯、通信販売事犯等)

ウ ヤミ金融事犯

(無登録・高金利事犯、取立て行為事犯等)

エ 環境事犯

(産業廃棄物処理事犯、動物虐待事犯等)

オ 保健衛生事犯

(薬事関係事犯、医事関係事犯等)

カ 食の安全に係る事犯

(食品衛生関係事犯、食品の偽装表示事犯等)

キ 知的財産権侵害事犯

(商標権侵害事犯、著作権侵害事犯、営業秘密侵害事犯等)

(5) 風俗・保安関係事犯

ア 無許可営業事犯、禁止区域営業事犯

イ ぱちんこ遊技機等の不正改造、商品買取事犯

ウ 売春事犯、賭博事犯

エ わいせつ物頒布事犯

オ 不法就労助長事犯

カ 銃砲刀剣類事犯・危険物関係事犯のうち特異なもの

3 報告要領

上記速報対象事件等を認知した際は、別紙「生活安全捜査課所掌事犯捜査速報」を生活安全担当課において作成し、生活安全捜査課企画指導係宛にメール報告すること。ただし、現行犯逮捕等、認知から逮捕まで間がない場合は、逮捕速報をもって、これに代えることとする。

なお、将来的に強制捜査が予想される事件については、認知時には強制捜査を予定していなくとも、その後の捜査過程で強制捜査が予想された時点で、速報すること。

4 留意事項

(1) 警察安全相談係との連携

速報対象事犯は、一次的に警察安全相談として受理する機会が多いことから、生活安全担当課長は、警察安全相談係との連携を密にし、受理状況の把握に努めること。

(2) 迅速な報告

速報の作成に当たっては、不明な項目があっても、判明している事項で

迅速に報告すること。

また、速報した事件等の捜査経過や処分結果等は、随時報告すること。

(3) 犯行ツール対策状況の記載

生活経済事犯の速報作成にあっては、事件受理・契約者、借受人、その他事件関係者等からの聴取状況のほか、銀行口座・電話番号・貸金業登録等の照会状況、口座凍結・携帯電話契約者確認の求め依頼状況等（予定を含む。）についても「捜査状況等」欄に記載すること。

別紙

生活安全捜査課所掌事犯捜査速報						作成日					
						警察署					
						取扱者					
						警電					
事犯種別											
事犯名											
認知年月日					端緒						
(福祉犯の場合)		起因したSNS・出会い系サイトの名称									
犯罪事件受理簿登載日					受理番号						
被疑者	本籍										
	住居										
	職業(学職)					連絡先					
	氏名					(ふりがな)					
	生年月日		生	年	齢	歳	性	別			
前科前歴		犯歴概要									
(少年事件)											
保護者	続柄										
	氏名 年齢 職業等										
被害者	住居										
	職業(学職)					連絡先					
	氏名					(ふりがな)					
	生年月日		生	年	齢	歳	性	別			
罪名											
適用法条											
事犯概要											
捜査状況等											
備考	警察安全相談記録簿がある場合		受理年月日				受理者				
	その他		件名								

※ 早期の事犯概要把握、捜査方針樹立、被害拡大防止対策などに資するため、不明な項目がある場合であっても、判明している項目のみ記載し報告すること。

※ 「被疑者」「事犯概要」「捜査状況等」の欄が足らなければ別紙など添付すること。

※ 「捜査状況等」には、事犯受理・被害者聴取状況のほか、銀行口座・電話番号・貸金登録等の照会状況、口座凍結・携帯電話契約者確認の求め依頼状況等についても記載すること。